

# クールシェアふくおかに関する Q&A

別紙

## 1 「クールシェアふくおか」とは？

「クールシェアふくおか」とは、気温が高くなる夏期に、涼しく過ごせる施設（クールシェアスポット）で一休みすることで、外出時の熱中症予防及び家庭などにおける省エネ促進を図る取組みです。

## 2 クールシェアスポットとクーリングシェルターの違いは？

「クールシェアスポット」と「クーリングシェルター」は、どちらも暑さをしのぎ、涼しく過ごすことができる施設という点では同じですが、「クーリングシェルター」は改正気候変動適応法で規定される施設で、必ず備えるべき最低限の基準が定められており、また熱中症特別警戒アラート発表時には開放義務が発生します。本市では、「クールシェアスポット」に登録いただいた施設のうち、施設要件を満たし、ご協力いただける施設について「クーリングシェルター」の指定を行っています。

## 3 「クーリングシェルター」を指定する制度とは？

冷房設備を有する等の要件を満たす施設を「クーリングシェルター」として指定し、「熱中症特別警戒アラート<sup>※</sup>」発表時に、極端な高温時において暑さをしのぐ場所として一般に開放していただきます。なお、指定にあたっては、本市と施設管理者との間で協定を締結します。

<sup>※</sup>改正気候変動適応法においては、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。発表された際には、クーリングシェルターに指定された施設は、開放可能日時において、施設を開放しなければならないとされています。

## 4 クーリングシェルターの施設要件について

設備、施設の規模要件は、以下の（1）～（3）となります。運営については、通常の開館日・開館時間に、既存スタッフの方の通常業務の範囲での対応で構いません。可能な施設は、体調不良者へ本市から提供する飲料等の配布をお願いします。

- （1） 適当な冷房設備を有すること
- （2） 福岡県に熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、当該施設を開放することができること
- （3） 市民等の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

施設の受け入れ可能人数に応じ、滞在することが可能な空間が確保されていれば、人数の基準などはありません。

例) 受け入れ可能人数が10人の場合、10人が同時に滞在できるスペースを有していればよく、必ずしも専用の居室を設ける必要はありませんが、休憩のために利用可能な椅子やソファ等が備えてあることが望ましいです。

## 5 「クールシェアスポット登録」、「クーリングシェルター指定」にはどのようなメリットがあるのか？

市のホームページに登録施設名称、住所、来場特典の有無やPR情報（施設概要や来場特典内容など）等を掲載させていただくほか、クールシェア・クーリングシェルターの取組みについては報道機関への投げ込みや市政だより、市のホームページなどで幅広く市民のみなさまへ広報し、施設の利用を呼びかける予定です。

## 6 冷房の設定温度は通常より低くしないといけないのか？

各施設の状況や天候に応じて、適切と思われる室温になるよう設定をお願いします。「クールシェアスポット」、「クーリングシェルター」として開設することになっても、必要以上に温度を下げる必要はありません。